

串本町

令和8年度 水質検査計画

水質検査計画とは、水道法施行規則第15条第6項の規定により水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

串本町では、水道水が安全でおいしい水であることを、さらにご理解頂くために、水質検査計画書を策定し公表するものです。

串本町役場 水道課

令和8年度 串本町水質検査計画 目次

1. 基本方針(P.1)

2. 水道事業の概要(P.1～3)

2-1.串本町上水道事業

2-2.古座ヴィラ飲料水供給施設事業

3. 水質基準にかかる計画事項(P.3～6)

3-1.原水および浄水の水質管理上の留意事項

3-2.水質検査(定期)

3-3.定期の水質検査を省略する項目(当該項目およびその理由)

3-4.水質検査(臨時)

3-5.水質検査の委託内容

3-6.その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

3-7. 水質管理目標設定項目の検査

4. 要検討項目検査(P.6)

4-1. クリプトスポリジウム等の検査にかかる事項

4-2. PFOS および PFOA の検査にかかる事項

5. 水質検査計画および検査結果の公表(P.6)

別添書類

別紙1 水質基準項目

別紙2 水質検査日程表

別紙3 水質検査省略項目

別紙4 水質管理目標設定項目

別紙5 水質管理目標設定項目(農薬類)

1.基本方針

串本町の水道の水質に関する検査についての基本方針を、下記のとおり定めます。

- (1)安全でおいしい水を安定的に供給します。
- (2)需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- (3)効率的な水質検査を行い、合理的な判断に基づく水質の高い水の供給を行います。
- (4)地域性を考慮した水質検査(農薬等)を実施します。
- (5)水質検査計画について、毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

これらの方針に基づき、安全でおいしい水を供給し、適正な施設管理や水質検査を実施します。需要者が安心・信頼して利用できる水道の経営を目指します。

2.水道事業の概要

2-1.串本町上水道事業

(1)給水区域

系 統 名 等	給 水 区 域
串本配水池系統	串本、鬮野川、潮岬、出雲、大島、須江、櫻野、二色、高富(一部を除く)
有田配水池系統	有田、有田上、高富(一部)
田並配水池系統	田並、田並上、江田
田子配水池系統	田子、和深(安指、新田平見)
和深配水池系統	和深(安指、新田平見を除く)
岩渕配水池系統	西向、古田、中湊、津荷、古座川町高池
伊串配水池系統	伊串、姫
上野山配水池系統	上野山、津荷
上田原配水池系統	田原、上田原、佐部

(2)水源の名称、場所および種別

名 称	場 所	種 別
月野瀬取水場	古座川町月の瀬 45 番地	表流水
二色水源地	串本町二色 422 番地	浅層地下水
有田水源地	串本町有田上 29 番地 1	浅層地下水
田並水源地	串本町田並上 1087 番地	浅層地下水
田子水源地	串本町田子 316~318 番地	浅層地下水
和深水源地	串本町里川 488 番地 1	浅層地下水
田原第 2 水源地	串本町田原 957 番地 1	深層地下水
佐部水源地	串本町佐部 40 番地 2	深層地下水

(3)浄水場の名称、場所および浄水方法

浄水場の名称	場 所	浄 水 方 法
新古田浄水場	串本町古田 322 番地	MF膜ろ過 20本×6系列=120本
二色浄水場	串本町二色 422 番地	緩速ろ過×5
有田浄水場	串本町有田上 29 番地 1	急速ろ過×3
田並浄水場	串本町田子 316～318 番地	急速ろ過×2
田子浄水場	串本町田子 316～318 番地	急速ろ過×2
和深浄水場	串本町里川 488 番地 1	緩速ろ過×3、急速ろ過×1
田原第 2 水源地	串本町田原 957 番地 1	塩素滅菌処理
佐部水源地	串本町佐部 40 番地 2	塩素滅菌処理

(4)計画給水人口および 1 日最大給水量

計画給水人口	21,460 人
一日最大給水量	10,949 m ³

(5)配水池の概要

配水池名	構 造	容 量
串本低区配水池	PC 造り二重タンク	3,500 m ³
串本高区配水池	ステンレス製鋼板	125 m ³
潮岬配水池	PC 造り	1,350 m ³
大島第 1 調整池	RC 造り	140 m ³
大島第 2 調整池	RC 造り	125 m ³
大島受水場	RC 造り	435 m ³
須江配水池	RC 造り	160 m ³
檜野配水池	RC 造り	545 m ³
岩淵配水池	RC 造り	500 m ³
上野山配水池	PC 造り	358 m ³
伊串配水池	RC 造り	117 m ³
津荷配水池	RC 造り	40 m ³
有田配水池	RC 造り	80 m ³
稲村配水池	RC 造り	216 m ³
田並配水池	RC 造り	95 m ³
田子配水池	RC 造り	182 m ³
里川配水池	ステンレス製鋼板	123 m ³
作畑配水池	RC 造り	83 m ³
上田原配水池	RC 造り	534 m ³

2-2.古座ヴィラ飲料水供給施設事業

(1)給水区域

系 統 名 等	給 水 区 域
古 座 ヴィ ラ 系 統	古座ヴィラ

(2)水源の名称、場所および種別

名 称	場 所	種 別
古 座 ヴィ ラ 取 水 場	串本町田原 3834 番地	伏流水

(3)浄水場の名称、場所および浄水方法

浄 水 場 の 名 称	場 所	浄 水 方 法
古 座 ヴィ ラ 浄 水 場	串本町田原 3834 番地	急速ろ過×3

(4)計画給水人口

計 画 給 水 人 口	47人
-------------	-----

(5)配水池の概要

配 水 池 名	構 造	容 量
古 座 ヴィ ラ 浄 水 場	ステンレス製鋼板配水池	12 m ³ ×2 池

3.水質基準にかかる計画事項

3-1.原水および浄水の水質管理上の留意事項

(1)原水の水質状況

当町の各水源の水質は比較的安定しています。ただし、深層地下水である田原を除く他の水源では、大雨などにより濁度が高くなることがあります。また、海岸に近い二色水源地では、台風時に大潮と満潮が重なると、海水の影響を受ける可能性があります。

(2)原水水質管理上の留意事項

日頃から濁度を含む水質変化に十分留意し、適切な施設管理を行います。

(3)浄水の水質状況

浄水の水質はすべて水質基準を満たしており、問題はありません。

(4)浄水水質管理上の留意事項

日頃から残留塩素濃度や濁度を含む水質変化に十分留意し、適切な施設管理を行います。

3-2.水質検査(定期)

(1)当該項目および検査日程

別紙1、2のとおり。

(2) 採水場所の選定

- ・各浄水場および配水システムの末端付近の給水栓で行います。
- ・配水管の末端水が停滞しやすい場所を選定します。
- ・給水範囲が狭小で、配水管末端での残留塩素濃度が配水施設と同程度の場合、給水栓の代わりに浄水施設の出口、送水施設、または配水施設のいずれかで採水することがあります。

(3) 採水地点

系 統 名 等	採 水 場 所
串本配水池系統	檜野トルコ軍艦遭難慰霊碑、二色一雨末端ドレン
有田配水池系統	有田公民館
田並配水池系統	江田多目的集会所
田子配水池系統	安指会館
和深配水池系統	和深公民館
岩淵配水池系統	上野山こども園
伊串配水池系統	姫老人憩の家
上田原配水池系統	田原区民会館

3-3. 定期の水質検査を省略する項目(当該項目およびその理由)

別紙 3 のとおり。

3-4. 水質検査(臨時)

(1) 臨時検査実施要件

次に掲げる要件に該当する場合は、臨時の検査を行うものとします。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・浄化過程に異常があったとき。
- ・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他、特に必要があると認められるとき。

(2) 検査項目および採水地点

- ・上記の要件に基づき、適切な検査項目を選定します。
- ・水質異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定します。

3-5. 水質検査の委託内容

定期および臨時の水質検査については、公的検査機関または環境省登録検査機関に委託します。

・水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度を確認し、需要者に対する信頼性を保証するため、公的検査機関または環境省大臣登録検査機関による水質検査を実施し、その検査結果を事業者が自ら確認します。

3-6.その他の水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1)水質検査結果の評価・対応

・基本方針

- ①毎日検査の結果については、検査ごとに安全確認を行います。
- ②定期検査については、委託した検査結果を職員が確認し安全管理を行います。
- ③全ての項目の中で、基準を超えている項目があった場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じます。

・対応方針

水質異常時には、次の対応を図ります。

- ①水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすために必要な対策を講じます。
- ②検査結果に異常が認められる場合には、確認のため直ちに再検査を実施します。

(2)水質検査計画の見直し

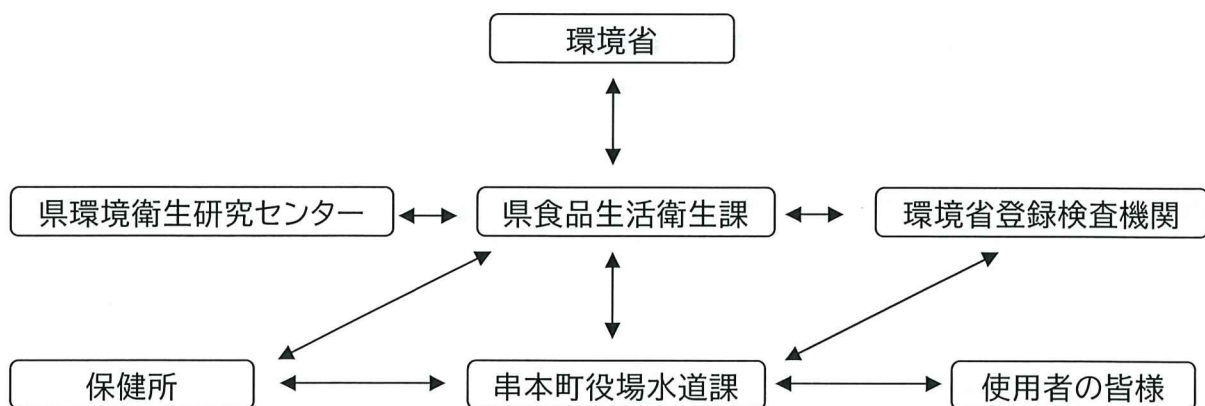
公表している水質検査計画と実際の水質検査状況に行き違いが生じた場合や、法律の改正等による重要な変更等が必要な場合は必要に応じて見直しを行います。

(3)クロスチェックの実施

水質検査の精度を確認し、需要者に対する信頼性を保証するために、浄水 52項目の検査を年に一回、他の環境大臣登録機関に依頼して実施します。

(4)関係機関との連携

・関係機関との連携図



3-7. 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目とは、水質基準項目を補完するために定められたものです。

これらの物質は、現時点では継続的に摂取した場合の有害性に関して、不確定かつ不明瞭という理由から、水質基準項目には入っていない項目群です。水道法により検査が義務付けられるものではないものの、水質基準検査に準ずるものとして、将来にわたり水道水の安全性の確保に万全を期する考えから、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められています。

一般環境中で広く検出されており、物質としての使用量が多いため、今後水道水中で検出される可能性が完全には排除できません。そのため、水質管理上重要な項目として認識し、適切な頻度で検査を実施します。

当該項目は別紙 4、5 のとおり。

4. 要検討項目検査

4-1. クリプトスポリジウム等の検査にかかる事項

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウムおよびジアルジア、ならびにその指標菌について、適切な頻度で原水検査を実施します。

4-2. PFOS および PFOA の検査にかかる事項

有機フッ素化合物(PFAS)の中で、特に毒性が強く環境や人体への有害性が指摘されている PFOS および PFOA について、当町で検出されたことはありませんが、適切な頻度で検査を実施します。

5. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画および水質検査の結果は以下の方法で公表しています。

(1)ホームページ：<https://www.town.kushimoto.wakayama.jp/kurashi/suidou/oshirase.html>

(2)図書の閲覧：串本町役場 水道課

なお、御意見等ございましたら下記まで連絡ください。

記

串本町役場水道課電話番号：0735-67-7218

Eメール：suidou@town.kushimoto.lg.jp

水質基準項目

No.	項目	目標値	浄水				原水
			52項目	29項目	11項目	2項目	41項目
1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	○	○	○		○
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○		○
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○				○
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	○				○
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	○				○
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	○				○
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	○				○
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	○				○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○				○
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	○				○
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	○	○			○
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○				○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○			○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○				○
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○				○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○				○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○				○
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	○	○			○
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	○				○
22	塩素酸	0.6mg/L以下	○	○			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○	○			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	○	○			
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○			
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○			
27	臭素酸	0.01mg/L以下	○	○			
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○	○			
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	○	○			
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	○	○			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○	○			
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	○				○
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	○	○			○
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	○			○	○
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	○				○
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	○				○
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	○			○	○
39	塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○		○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○				○
41	蒸発残留物	500mg/L以下	○				○
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○				○
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	○	○	○		○
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○	○		○
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○			○
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	○				○
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	○		○
48	pH値	5.8以上8.6以下	○	○	○		○
49	味	異常でないこと	○	○	○		○
50	臭気	異常でないこと	○	○	○		○
51	色度	5度以下	○	○	○		○
52	濁度	2度以下	○	○	○		○
合計			52	29	11	2	41

水質検査日程表

区分		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
定期 検査	浄水	11項目	○		○	○		○	○		○	○	○	○	
		水質基準	29項目		○						○			○	
			52項目					○							
			52項目(クロスチェック)					○							
		管理目標	2項目	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
			25項目							○					
		農薬類							○						
	原水	水質基準	41項目				○								
		管理目標	20項目							○					
			農薬類								○				
			クリプト指標菌検査										○		
			クリプトスポリジウム原虫検査											○	
			ダイオキシン類検査						○						

水質検査省略項目

No.	項目	検査回数	検査回数の減	省略の可否	検査方法				
-	色	毎日	不可	不可	自己				
-	濁り								
-	消毒の残留効果								
1	一般細菌	概ね1ヶ月に1回以上	不可	不可	委託				
2	大腸菌								
3	カドミウム及びその化合物	概ね3ヶ月に1回以上	注1の通り	注2の通り	委託				
4	水銀及びその化合物								
5	セレン及びその化合物								
6	鉛及びその化合物								
7	ヒ素及びその化合物								
8	六価クロム化合物								
9	亜硝酸態窒素								
10	シアン化物イオン及び塩化シアン								
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素								
12	フッ素及びその化合物								
13	ホウ素及びその化合物								
14	四塩化炭素					概ね3ヶ月に1回以上	注1の通り	注2の通り 注2の通り(海水を原水とする場合不可)	委託
15	1,4-ジオキサン								
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン								
17	ジクロロメタン								
18	テトラクロロエチレン								
19	トリクロロエチレン								
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)								
21	ベンゼン								
22	塩素酸								
23	クロロ酢酸								
24	クロロホルム								
25	ジクロロ酢酸								
26	ジブロモクロロメタン	概ね3ヶ月に1回以上	不可	注2の通り(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)	委託				
27	臭素酸								
28	総トリハロメタン								
29	トリクロロ酢酸								
30	ブロモジクロロメタン								
31	プロモホルム								
32	ホルムアルデヒド								
33	亜鉛及びその化合物								
34	アルミニウム及びその化合物								
35	鉄及びその化合物								
36	銅及びその化合物								
37	ナトリウム及びその化合物								
38	マンガン及びその化合物					概ね1ヶ月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	委託
39	塩化物イオン	概ね3ヶ月に1回以上	注1の通り	注2の通り	委託				
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)								
41	蒸発残留物								
42	陰イオン界面活性剤	概ね1ヶ月に1回以上(左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源およびその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合。	委託				
43	ジェオスミン								
44	2-メチルイソボルネオール	概ね3ヶ月に1回以上	注1の通り	注2の通り	委託				
45	非イオン界面活性剤								
46	フェノール類	概ね1ヶ月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。	不可	委託				
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)								
48	pH値								
49	味								
50	臭気								
51	色度								
52	濁度								

注1 水源に水または汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く)。過去3年間の当該事項について、検査結果が基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることが可能。

注2 当該事項について、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源およびその周辺の状況を勘案し、検査は必要でないことが明らかであると認められる場合。

注3 当該事項について、過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源およびその周辺の状況並びに薬品等および資機材等の使用状況を勘案し、検査は必要でないことが明らかであると認められる場合。

注4 当該事項について、過去3年以内の送水者の検査結果が水質基準値の5分の1を超えたことがなく、かつ、受水者の施設において、濃度が上昇しないことが明らかである場合。

水質管理目標設定項目

No.	項目	目標値	浄水 26項目	原水 21項目
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下	○	○
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)	○	○
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下	○	○
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	○	○
5	トルエン	0.4mg/L以下	○	○
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	○	○
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	○	
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	○	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	○	
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	○	
11	農薬類(115項目)次表参照	検出値と目標値の比の和として、1以下	○	○
12	残留塩素	1mg/L以下	○	
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下	○	○
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下	○	○
15	遊離炭酸	20mg/L以下	○	○
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	○	○
17	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	○	○
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	○	○
19	臭気強度(TON)	3以下	○	○
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	○	○
21	濁度	1度以下	○	○
22	pH値	7.5程度	○	○
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1度以上とし、極力0に近づける	○	○
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	○	○
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	○	○
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下	○	○
合計			26	21

水質管理目標設定項目(農薬類)

No.	項目	目標値	No.	項目	目標値
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	59	チオジカルブ	0.08
2	2,2-DPA(ダラポン)	0.08	60	チオファネートメチル	0.3
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	61	チオベンカルブ	0.02
4	EPN	0.004	62	テフリルトリオン	0.002
5	MCPA	0.005	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
6	アシュラム	0.9	64	トリクロピル	0.006
7	アセフェート	0.006	65	トリクロルホン(DEP)	0.005
8	アトラジン	0.01	66	トリシクラゾール	0.1
9	アニコホス	0.003	67	トリフルラリン	0.06
10	アミトラズ	0.006	68	ナプロパミド	0.03
11	アラクロール	0.03	69	パラコート	0.01
12	イソキサチオン	0.005	70	ピペロホス	0.0009
13	イソフェンホス	0.001	71	ピラクロニル	0.01
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	72	ピラゾキシフェン	0.004
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
16	イブフェンカルバゾン	0.002	74	ピリダフェンチオン	0.002
17	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.09	75	ピリプチカルブ	0.02
18	イミノクタジン	0.006	76	ピロキロン	0.05
19	インダノファン	0.009	77	フィプロニル	0.0005
20	エスプロカルブ	0.03	78	フェントロチオン(MEP)	0.01
21	エトフェンプロックス	0.08	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	80	フェリムゾン	0.05
23	オキサジクロメホン	0.02	81	フェンチオン(MPP)	0.006
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	82	フェントエート(PAP)	0.007
25	オリサストロビン	0.1	83	フェントラザミド	0.01
26	カズサホス	0.0006	84	フサライド	0.1
27	カフェンストロール	0	85	ブタクロール	0
28	カルタップ	0.08	86	ブタミホス	0.02
29	カルバリル(NAC)	0.02	87	ブプロフェジン	0.02
30	カルボフラン	0.0003	88	フルアジナム	0.03
31	キノクラミン(ACN)	0.005	89	プレチラクロール	0.05
32	キャプタン	0.3	90	プロシミドン	0.09
33	クミルロン	0.03	91	プロチオホス	0.007
34	グリホサート	2	92	プロピコナゾール	0.05
35	グルホシネート	0.02	93	プロピザミド	0.05
36	クロメプロップ	0.02	94	プロベナゾール	0.03
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	95	プロモブチド	0.1
38	クロルピリホス	0.003	96	ペノミル	0.02
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	97	ペンシクロン	0.1
40	シアナジン	0.001	98	ベンゾピシクロン	0.09
41	シアノホス(CYAP)	0.003	99	ベンゾフェナップ	0.005
42	ジウロン(DCMU)	0.02	100	ベンタゾン	0.2
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	101	ペンディメタリン	0.3
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	102	ベンフラカルブ	0.02
45	ジクワット	0.01	103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	104	ベンフレセート	0.07
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	105	ホスチアゼート	0.005
48	ジチオピル	0.009	106	マラチオン(マラソン)	0.7
49	シハロホップブチル	0.006	107	メコプロップ(MCPP)	0.05
50	シマジン(CAT)	0.003	108	メソミル	0.03
51	ジメタメトリン	0.02	109	メタラキシル	0.2
52	ジメトエート	0.05	110	メチダチオン(DMTP)	0.004
53	シメトリン	0.03	111	メトミノストロビン	0.04
54	ダイアジノン	0.003	112	メトリブジン	0.03
55	ダイムロン	0.8	113	メフェナセツト	0.02
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	114	メプロニル	0.1
57	チアジニル	0.1	115	モリネート	0.005
58	チウラム	0.02			